

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	介護保険料賦課に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

人吉市は、介護保険料の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

システムの運用・保守を外部業者に委託しているが、情報の不正な利用等への対策として、外部業者との間に締結した委託契約の中に、個人情報の保護及び取扱いに関する条項を含めている。

## 評価実施機関名

熊本県人吉市長

## 公表日

平成28年10月27日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険料賦課に関する事務
②事務の概要	<p>【概要】 介護保険法(平成9年法律第123号)、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づき、第一号被保険者の保険料の賦課及び減免に関する事務を行う。</p> <p>【内容】 介護保険法、地方税法その他の地方税に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・介護保険に係る保険料額の賦課決定又は賦課更正、ならびにその通知。 ・介護保険料の減免申請の受理及び承認又は却下の決定、ならびにその通知。</p>
③システムの名称	Acrocity、伝送通信ソフト(人吉市及び熊本県国民健康保険団体連合会間のデータ送受信)システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険料賦課情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	①番号法第9条第1項 別表第一の68の項 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 ①番号法第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、80、83、87、90、94及び95の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条及び第47条 ③人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項 別表第二の8、9、10、11、12、13、14、19、20、21、25、32、36、43及び46の項</p> <p>【情報照会の根拠】 ①番号法第19条第7号 別表第二の93、94の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条、第47条 ③人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項 別表第二の47の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部税務課
②所属長	税務課長 志岐 晃
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	人吉市役所 市民部 税務課 諸税係 868-0072 熊本県人吉市西間下町118番地1 電話0966-22-2111(代表)  人吉市役所 総務部 総務課 法制係 868-8601 熊本県人吉市下城本町1578番地1 電話0966-22-2111(代表)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	人吉市役所 市民部 税務課 諸税係 868-0072 熊本県人吉市西間下町118番地1 電話0966-22-2111(代表)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年9月30日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年9月30日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月27日	I 関連情報: 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務: ③システムの名称	Acrocity、伝送通信ソフト(人吉市及び熊本県国民健康保険団体連合会間のデータ送受信)システム	Acrocity、伝送通信ソフト(人吉市及び熊本県国民健康保険団体連合会間のデータ送受信)システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	
平成28年10月27日	I 関連情報: 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携: ②法令上の根拠	①番号法第19条第7号 別表第二の27、93、94の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条、第47条	【情報提供の根拠】 ①番号法第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、80、83、87、90、94及び95の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条及び第47条 ③人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項 別表第二の8、9、10、11、12、13、14、19、20、21、25、32、36、43及び46の項  【情報照会の根拠】 ①番号法第19条第7号 別表第二の93、94の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条、第47条 ③人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項 別表第二の47の項	事後	
平成28年10月27日	I 関連情報: 5. 評価実施機関における担当部署: ②所属長	税務課長 岳尾 智光	税務課長 志岐 晃	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月27日	I 関連情報:7. 特定個人情報 の開示・訂正・利用停止請 求:請求先	人吉市役所 市民部 税務課 諸税係 868-8601 熊本県人吉市麓町16番地 電話 0966-22-2111(代表)  人吉市役所 総務部 総務課 法制係 868-8601 熊本県人吉市麓町16番地 電話 0966-22-2111(代表)	人吉市役所 市民部 税務課 諸税係 868-0072 熊本県人吉市西間下町118番地1 電話0966-22-2111(代表)  人吉市役所 総務部 総務課 法制係 868-8601 熊本県人吉市下城本町1578番地1 電話0966-22-2111(代表)	事後	
平成28年10月27日	I 関連情報:8. 特定個人情 報ファイルの取扱いに関する 問合せ:連絡先	人吉市役所 市民部 税務課 諸税係 868-8601 熊本県人吉市麓町16番地 電話 0966-22-2111(代表)	人吉市役所 市民部 税務課 諸税係 868-0072 熊本県人吉市西間下町118番地1 電話0966-22-2111(代表)	事後	
平成28年10月27日	II しきい値判断項目:1. 対 象人数:いつの時点の計数か	平成26年10月31日 時点	平成28年9月30日 時点	事後	
平成28年10月27日	II しきい値判断項目:2. 取 扱者数:いつの時点の計数か	平成26年10月31日 時点	平成28年9月30日 時点	事後	